

令和４年度阿見町総合教育会議議事録

会議日時	令和５年２月２４日（金）午後３時３０分から午後４時１５分		
会議場所	阿見町役場 全員協議会室		
構成員	出席者 町 長 千 葉 繁 副町長 坪 田 匡 弘 教育長 立 原 秀 一 委 員 中 島 雅 己 委 員 岡 田 治 美 委 員 湯 原 敦 子	欠席者 委 員 小 林 和 裕	
構成員以外 の出席職員	教育委員会事務局 教育部長 学校教育課長 生涯学習課長 学校教育課長補佐 学校教育課主任		
議 題	1 開会 2 町長あいさつ 3 出席者紹介 4 協議事項 阿見町教育大綱の改訂について 5 閉会		
傍 聴 者	なし		
議事内容			
事務局	ただ今から、令和４年度阿見町総合教育会議を開会いたします。 総合教育会議は、町長、副町長、教育委員会委員が構成員となっており、本日は構成員６名が出席していることをご報告します。		
	(町長あいさつ) (出席者紹介)		
事務局	それでは協議事項にうつります。参考資料３をご覧ください。 阿見町総合教育会議運営要綱第３条第１項により、町長が議長となりますので、ここからは町長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。		
町長	それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 阿見町教育大綱の改訂について、事務局から説明をお願いします。		
事務局	資料１の阿見町教育大綱（素案）をご覧ください。		

はじめに、教育大綱の位置付けから申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月に施行され、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」を町長が定めることになりました。

大綱を定めるにあたっては、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議することが定められています。

大綱は平成27年7月17日付け文部科学省通知により、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないと示されています。

次に、教育振興基本計画等の策定状況とあわせて、経緯について申し上げます。

本町では、教育基本法に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画である「阿見町教育振興基本計画」を策定しています。現計画は平成25年3月に策定しており、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間として定めています。

策定後5年を迎えた平成30年3月に中間見直しを実施し、「阿見町教育振興基本計画後期基本計画」として改正されました。

また、生涯学習部門におかれましても、社会教育法及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づき、生涯学習の振興を図るための計画である「阿見町生涯学習推進計画」を策定しています。

両計画共に令和4年度までの計画であることから、現在、令和5年度からの計画期間となる「第2次阿見町教育振興基本計画」と「第2次阿見町生涯学習推進計画」を策定しており、それにあわせて本大綱も改訂するというのが経緯となります。

両計画とも、本町の最上位計画である総合計画とも整合を図っています。

次に、教育大綱の策定理由を申し上げます。

本町では教育振興基本計画等を定めていることから、町長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないことが文科省通知からも示されています。また、大綱は詳細な施策につい

	て策定することを求めているものではありませんので、以上を踏まえて、本町では教育振興基本計画の「基本方向」及び生涯学習推進計画の「基本目標」を抜粋して、大綱の基本方針として位置付けることとしました。 次に、教育大綱の計画期間を申し上げます。 教育大綱の計画期間は、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることを鑑みて、4～5年程度を想定しているものであることが示されています。 第2次教育振興基本計画及び第2次生涯学習推進計画が令和5年度を初年度として策定され、総合計画との整合性を図るために令和10年度までの6年間を前期基本計画期間と定めていることを踏まえて、大綱の計画期間は令和5年度から令和10年度までの6年間とします。 ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。 最後に、基本方針について申し上げます。 第2次教育振興基本計画については、「学びあい 支えあい 心を育む人づくり」を基本理念として、5つの基本方向とその下に14の基本方針を掲げました。 第2次生涯学習推進計画については、「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」を基本理念として、サブスローガンを「ともに学び ともに築く 輝きのあるまち」としました。6つの基本目標とその下に18の基本方針を掲げました。 以上をもって、阿見町教育大綱として定めたいと考えています。説明は以上です。
町長	ただ今の内容と素案について、ご意見はありませんでしょうか。 現在、第7次総合計画も策定していますが、総合計画との整合はとれていますか。
事務局	計画策定スケジュールの事情もあり、現時点では第7次総合計画に数値等を合わせることができておりません。第6次総合計画に合わせる形となりますが、SDGsといったものについては取り入れています。
町長	策定スケジュールに1年間の差がありますので、ズレが生じてしまうのは仕方がないかもしれませんが、なるべく歩調を合わせてい

	ただきたいと思います。
委員	大綱素案の「3 時代の変化に対応する能力を育む」について、SDGs を考えていくと環境教育も大切になると思います。教育振興基本計画の中でも環境教育を大きく取り上げていますので、環境教育という言葉を入れてもよいのではと感じました。
町長	おっしゃるとおりですね。どこかに入れることはできますか。
委員	策定委員会委員も務めましたので申し上げますと、SDGs の17 の目標の中には環境問題への取り組みももちろん含まれますので、文中の「SDGs の考え方を取り入れて」という部分には環境教育も含んでいます。広い意味にはなりますが。
事務局	教育振興基本計画の中身では、環境教育の充実という施策を盛り込んでいます。ただ、細かな部分までは記載できないため、SDGs を取り入れた教育の推進としてまとめています。
委員	ただ、SDGs という文言だけでは環境教育の推進は読み取りづらいですので、環境という言葉を入れても良いとは思いますが。
町長	先週ですが、町でSDGs の講演会を開催したところ、中学生が参加してくれました。非常に嬉しい限りです。ゼロカーボンシティの講演会にも、阿見中学校の科学部が霞ヶ浦の浄化をテーマに研究発表を行ってくれました。 環境というのも、阿見町の今後の大きなプロジェクトになっていきます。せっかくご指摘をいただきましたので、その部分も含めていただけるとありがたいなと感じます。
事務局	それでは大綱の中に環境教育を加筆したいと思います。
町長	他にございませんか。ないようでしたら、以上の内容で大綱を改訂し、協議を終わりたいと思います。事務局に進行を戻します。
事務局	議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度阿見町総合教育会議を閉会いたします。 — 閉会 —